

2016年11月30日

株主各位

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より新華ホールディングス・リミテッド（以下「当社」または「当社グループ」といいます。）をご支援頂き御礼申し上げます。

今般、当社2016年度定時株主総会（以下「定時株主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。2016年10月31日現在において確定された実質株主の指示により、株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」といいます。）が株主の議決権行使しますので、皆様におかれましては、後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権代理行使指図書に議案に対する賛否を表示していただき、2016年12月16日13時（必着）までに指図書の原本を当社の日本における証券事務代行会社である三菱UFJ信託銀行株式会社宛てに折り返しご送付頂きますようお願いいたします。議決権行使方法の詳細情報については、日本における常任代理人にご相談下さい。日本における常任代理人を有しない場合は、現地ブローカーにご相談下さい。

敬具

記

1. 日 時 2016年12月22日（木曜日）午前10時（東京時間）

2. 場 所 東京都港区六本木1-6-1
泉ガーデンタワー4階「ボーダルーム」

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 2015年1月1日から2015年12月31までの事業報告書および連結損益計算書ならびに2015年12月31日現在の連結貸借対照表の内容報告の件

決議事項

第1号議案：第三者割当により新株式及び新株予約権を発行することについて承認を求める件。

第2号議案：当社の225,000株のA種優先株式の保有者に償還する権利を与えることについて承認を求める件。

第3号議案：レン・イー・ハン氏の取締役としての再選任の件。

第4号議案：計算書に関する附属定款の定めの変更について承認を求める件。

定時株主総会招集ご通知と併せてご提供する事業報告書、連結損益計算書および連結貸借対照表の抜粋、独立監査人の監査報告書、ならびに議決権の行使に関する参考資料および各議案の要領につきましては、次頁以降に記載のとおりであります。

以上

レン・イー・ハン
最高経営責任者

注記：ケイマン諸島法に従い、当社株主名簿に氏名が記載された登録株主のみが、定時株主総会において自ら議決権を行使することが認められています。従いまして、2016年10月31日現在、JASDECを通じて株式を保有されている株主の皆様（2016年10月31日現在東京証券取引所で株式を購入されている方を含みます。）は、三井UFJ信託銀行株式会社宛てに議決権代理行使指図書をご送付頂くことにより、JASDECを通じて預託株式に付された議決権を行使する必要があります。ただし、当該株主の皆様は、2016年10月31日時点での株主であることを証するため、ご自身の公的な身分証明書、本招集通知の原本及び本招集通知が郵送された際の封筒を会場入り口でご提示頂くことを条件に、当該総会にご出席し、質疑を行うことが認められております。詳細については、日本における常任代理人またはお取引先の証券会社にご相談下さい。

報告事項 1.

2015年1月1日から2015年12月31日までの事業報告書および連結損益計算書ならびに2015年12月31日現在の連結貸借対照表の内容報告の件

2015年度事業報告書

[2015年1月1日から]
[2015年12月31日まで]

1. 営業の概況

(1) 営業の経過および成果

2015年12月期第4四半期より、当社は、GINSMS及びその子会社（以下、「GINSMSグループ」といいます。）の財務諸表を連結化しています。

売上高は、2014年12月期が3,697千米ドル（446百万円）であったのに対し、2015年12月期が4,878千米ドル（588百万円）でした。

2015年12月期における売上高の増加は、主として、2015年度におけるGINSMSグループの連結子会社化によるものです。

2015年12月期における金融情報配信事業セグメントの売上高は3,718千米ドル（448百万円）モバイル事業セグメントの売上高は1,157千米ドル（140百万円）及びその他の事業セグメントの売上高は3千米ドル（0百万円）でした。

2015年度サービス部門別概要

金融サービス事業

当社グループの金融サービス事業は、企業、政府機関及び個人に対し、金融アドバイザリー業務及びパブリック・リレーション・サービスを提供しております。金融アドバイザリー業務における戦略上のスタンスの1つに、中国企業とグローバルな資本市場との橋渡し役を担うことがあります。

（注）本募集通知の「4. 後発事象」に記載のとおり、当社は2016年12月期第4四半期より、本金融サービス事業を廃止することを決議しました。

モバイル事業

当社グループのモバイル事業は、クラウド・ベースのA2Pメッセージング・サービス及びソフトウェアの製品・サービスの2分野においてサービスを提供しており、今後はA2Pサービスにフォーカスしていく予定です。

(2) 設備投資

当社グループに必要な設備投資は、主に、データ保存、ネットワーク化、および顧客に対する情報提供のためのコンピュータ機器の購入です。2015年12月期の設備投資は、計6千兆ドル（1百万円）でした。

(3) 資金調達

2015年における主な資金調達は、第三者割当による新株予約権の行使並びに当社の社外取締役及び外国人個人投資家からの借入によるものでした。

(4) 会社が対処すべき課題

当社グループは、事業に関する以下のような問題点を解決するため、引き続き措置を講じています。

(i) 当社の旧経営体制のもとでの投資決定及びハイ・リスクな契約等を起因とするマイナスの影響が顕在化しております。

当社の旧経営陣は、これまで様々な投資決定を下し、第三者との契約等を締結してきました。しかしそれらの幾つかは、高いリスクを伴う契約でありました。このことを起因とする当社への負の影響が、特に2011年度下半期以降、顕在化しております。このように旧経営陣による過去の投資決定が当社に損失を与えております。当社は当社グループの各子会社に対する運転資金を供給する必要があります、これらの継続的な資金供給により、当社の財政状態は大きく毀損しております。

対策

- ・当社子会社が抱える潜在的な問題を即座に発見するための子会社財務データの継続的なモニタリング。
- ・企業価値（株主利益）を守るための法的措置及び契約内容の見直しによる今後のリスクの削減。

(ii) 当社の深刻な財政状態が、本来事業開発のために利用されるべき経営資源を制限しております。

上記の投資決定により、当社グループは多大な損失を被り、多くの資金が失われました。当社グループは現在、深刻な財政状態の危機に瀕しています。

- 1) 当社グループの資産は非常に小さくなっています、事業の拡大に必要な資源が充分ではありません。その結果、収入が事業経費及び費用を賄いきれず、当社全体に著しい損失をもたらしております。
- 2) 当社グループの事業がもたらすキャッシュ・フローは低水準もしくはマイナスとなっており、当社グループは資金不足の状態にあります。

対策

- ・事業の損失削減及び収益性の向上のため、全社的な費用及び営業費用の更なる削減。
- ・当社グループ資産（子会社を含む）の売却による資金調達の検討及び限られた資金を活用しての重要な事業の促進。
- ・当社グループの再編及びその他様々な手法により当社に新たな発展をもたらす潜在投資家の発掘。

(5) 成長戦略

今後当社は、中国及びその他のアジア圏内におけるネットワーク及び基盤を活用し、既存事業の金融サービス事業の現在の水準を維持に努めつつ、新規事業であるモバイル事業の拡大にも注力していく予定です。

(注) 本招集通知の「4. 後発事象」に記載のとおり、当社は2016年12月期第4四半期より、本金融サービス事業を廃止することを決議しました。

(6) 営業成績および財産の状況

当社グループの主要な経営指標等

	2015年12月期		2014年12月期	
	千米 ドル	百万円	千米 ドル	百万円
売上高	4,878	588	3,697	446
営業利益（損失）	△3,218	△388	△3,146	△379
経常利益（損失）	△4,136	△499	△3,877	△468
当期純利益（純損失）	△4,165	△502	△2,936	△354
EBITDA*	△2,823	△340	△3,121	△376
純資産額	11,842	1,428	2,724	329
総資産額	19,603	2,364	6,239	752
1株当たり純資産額	1.37	165.24	0.79	95.28
1株当たり純利益（損失）	△1.43	△172.47	△1.37	△165.24
	2013年12月期		2012年12月期	
	千米 ドル	百万円	千米 ドル	百万円
売上高	5,114	617	14,212	1,714
営業利益（損失）	△6,567	△792	△5,532	△667
経常利益（損失）	△6,465	△780	△6,677	△805
当期純利益（純損失）	△5,876	△709	△8,389	△1,012
EBITDA*	△6,497	△784	△5,066	△611
純資産額	1,624	196	7,720	931
総資産額	6,886	831	13,586	1,639
1株当たり純資産額	0.17	20.50	3.39	408.87
1株当たり純利益（損失）	△3.88	△467.97	△5.54	△668.18

(注) 1. 消費税は売上高に含まれておりません。

2. 当社グループの財務諸表は、米ドルで表示されています。「円」で表示されている金額は、財務諸表規則第132条の規定に基づき、2015年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=120.61円で計算しております。なお、当該円換算額は分かりやすいよう表示したものにすぎないため、米ドル建ての金額が上記の相場で計算された円建ての金額に実際に換金できると保証するものではありません。

3. *当社グループは、日本で一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「日本GAAP」といいます。）に準拠して作成された財務諸表に関する「EBITDA」を、営業損益に減価償却費およびのれん償却額等を加えたものとして定義しています。当社グループは、EBITDAが財務業績の重要な尺度であると考えているため表示しております。EBITDAは、日本GAAPによる測定法ではなく、また適用可能なGAAPに従い作成された損益計算書またはキャッシュ・フロー計算書のデータと分離して、もしくはそれらの代わりとしてみなすことはできません。EBITDAを計算する際に除外された事項（減価償却費および償却費等）も、当社グループの業績を理解し、かつ評価する際の重要な要素であるとお考えください。
4. 本書に記載される当社グループの開示書類は、財務諸表開示規則に従い、かつ日本GAAPに準拠して作成されています。

当社グループは、過去の慣習に倣って、世界中の投資家向けに国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に従った財務諸表も作成しています。当社グループに適用される日本GAAPとIFRS間の重要な差異には、株式発行費用、上場関連費、のれんの償却費及び減損、株式報酬、償還可能優先株式、並びに新株予約権などに関するものがあります。

[参考]

	2015年12月期		2014年12月期	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
売上高	4,878	588	3,697	446
当期純利益（純損失）	△1,838	△222	△3,596	△434
EBITDA*	△272	△33	△3,620	△437
	2013年12月期		2012年12月期	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
売上高	3,173	383	7,138	861
当期純利益（純損失）	△7,364	△888	△8,647	△1,043
EBITDA*	△6,254	△754	△4,707	△568

- (注) 1. 当社のIFRSに基づく連結財務諸表に関するEBITDAは、支払利息、税額、減価償却費及び償却費控除前の利益（損失）です。
2. 2013年度において当社のいくつかのセグメントはIFRSの基で、非継続事業として位置づけられ、売上及びEBITDAより除外しています。また2012年度の売上及びEBITDAは、当年度に合わせ再計算されています。

2. 会社の概況（2015年12月31日現在）

(1) 主要な事業内容

新華ホールディングス・リミテッドは、複合的な事業を展開するグループ企業であり、主に中国及びその他のアジアの地域において、金融サービス及びパブリックリレーションの事業分野において商品及びサービス並びにスマートフォン、テレコム・ソフトウェア・プラットフォーム、グローバル・メッセージング・ゲートウェイ及びモバイル広告プラットフォームの開発及びオペレーションを提供しています。香港に事業本部を構え、東証市場第二部に上場し（コード：9399）、中国及びその他のアジアの地域に拠点を配し、グローバル・ネットワークを構築しています。

(2) 主要な事業所（子会社を含む）

香港事業本部の所在地：香港、デ・ヴォー・セントラル199、
インフィニタス・プラザ、スイート
2103

シンガポールのオフィスの所在地：10 Eunos Road8, #13-08, Singapore
Post Centre, Singapore 408600

マレーシアのオフィスの所在地：B-3-2, Level 3, Tower B, North
Point Offices, Mid Valley City,
No. 1, Medan Syed Putra Utara,
59200 Kuala Lumpur, Malaysia

(3) 株式の状況（普通株式及び優先株式）

- ① 会社が発行する株式の総数：20,000,000,000株（2015年12月31日現在）
- ② 発行済株式の総数： 8,164,448.79株（2015年12月31日現在）
- ③ 株主数： 8,591名（2015年12月31日現在）
- ④ 大株主の状況（2015年12月31日現在）

氏名又は名称	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
One Heart International Limited ²	2,666,488	32.66%
Lai Man Kon	1,208,117	14.80%
Lie Wan Chie	824,814	10.10%
レン・イー・ハン	225,000 ¹	2.76%
ハラノ ナオヤ	206,212	2.53%
アカバネ ノリヒコ	130,000	1.59%
ニシゾノ タケユキ	59,758	0.73%
ミヤタ カズノリ	57,975	0.71%
SHK INV SVCS-SEGREGATED CLIENT A/C	48,106	0.59%
ハマノ タケユキ	40,312	0.49%

（注）1. 優先株式

2. One Heart International Limitedの持分は、当社CEOのレン・イー・ハン氏が100%保有しています。One Heart International Limited及びレン・イー・ハン氏を合算した当社に対する持分は、35.42%となります。

(4) 自己株式の取得、処分等および保有

当社は、2015年度において自己株式の取得および処分を行っておりません。

(5) 従業員の状況（2015年12月31日現在）

従業員数	前期末からの従業員の変動	平均年齢	平均勤続年数
79名	31名増加	34.20	4.81年

（注）1. 上記の従業員数は、連結ベースでの全就業人員数であります。

2. 上記の従業員の他、当社グループは契約社員4名を雇用しております。

(6) 主要な借入先 (2015年12月31日現在)

2015年12月31日現在、当社には（子会社を除き）主要な借入先はありません。

(7) 取締役および執行役員 (基準日：2016年10月31日現在)

① 取 締 役

役職名	氏名	担当職務
取締役会会長、CEO、CFO、報酬委員会委員長及び投資委員会委員長	レン・イー・ハン (Lian Yih Hann)	当社のCEO／CFOも兼務しております、当社の経営全般を担当しております。その他報酬委員会委員長及び投資委員会委員長を勤めています。
社外取締役及び監査委員会委員	原野直也 (Harano Naoya)	監査委員会委員を勤めています。
社外取締役、監査委員会委員長、報酬委員会委員及び投資委員会委員	チャン・ツ・イン (Chang Tzu-Ing)	監査委員会委員長、報酬委員会委員及び投資委員会委員

注1：チャン・ツ・イン及び原野直也は独立取締役です。

注2：当社グループの委員会の構成員は以下のとおりです。

監査委員会

議長：チャン・ツ・イン (Chang Tzu-Ing) (2015年2月5日付で就任)

委員：原野直也 (Harano Naoya) (2013年8月8日付で就任)

報酬委員会

議長：レン・イー・ハン (Lian Yih Hann) (2013年8月8日付で就任)

委員：チャン・ツ・イン (Chang Tzu-Ing) (2013年8月8日付で就任)

投資委員会

議長：レン・イー・ハン (Lian Yih Hann) (2013年8月8日付で就任)

委員：チャン・ツ・イン (Chang Tzu-Ing) (2013年8月8日付で就任)

独立取締役に関する事項

- (i) 他社において執行権限を有する取締役の地位にある者、当社以外に独立取締役の地位にある者
該当事項はありません。
- (ii) いずれの独立取締役も、当社の子会社もしくは関連会社またはビジネスパートナーの取締役、役員または従業員との間において、何ら特別な関係を有しておりません。

(iii) 取締役会／各種委員会の会議への出席状況（2015年度の在職期間中における出席回数／会議の開催回数）

	取締役会	監査委員会	報酬委員会	投資委員会
レン・イー・ハン	17回／17回中	—	—	—
原野直也	17回／17回中	4回／4回中	—	—
チャン・ツ・イン	17回／17回中	4回／4回中	—	—

② 執行役員

役職	氏名	職務
最高経営責任者 (CEO)	レン・イー・ハン	当社のビジョンおよび成長戦略の策定・実行に責任を負います。
最高財務責任者 (CFO)	レン・イー・ハン	当社の総合的な財務戦略および財務管理計画を策定、遂行します。

注1：2015年2月5日、原野直也氏の役職は、独立取締役から非独立取締役に変更しています。また、同日にチャン・ツ・イン氏は監査委員会の議長に就任し、原野直也氏は、同委員会の委員に就任しました。2015年12月22日付で原野直也氏の役職は、独立取締役に戻りました。

(8) 主要な企業結合に関する事項

① 主要子会社(2015年12月31日現在)

名 称	発行済株式資本	当社による所有割合または支配割合(%)	主要な事業内容
フォーチュン・チャイナ・パブリック・リレーションズ・リミテッド (Fortune China Public Relations Limited)	1,000,000.00 香港ドル	50%	PR及びIRサービスの提供
フォーチュン・チャイナ・パブリック・リレーションズ(北京)リミテッド (Fortune China Public Relations (Beijing) Limited)	1,000,000.00 香港ドル	50%	PRの企画立案、コミュニケーションコンサルティングサービス、情報サービス、コンファレンスサービス、展示サービス、デザイン製作、およびグラフィック製造
GMSエデュケーション・カンパニー・リミテッド (GMS Education Co., Ltd.)	100,000,000.00 韓国ウォン	70%	学習進学塾の運営 2012年9月6日に当社の経営陣は清算決議を行いましたが、まだ清算日を決めていません。
SMRAインターナショナル・インク (SMRA International, Inc.)	1.00 米ドル	100%	分析レポートの提供
ストーン・アンド・マッカーシー・リサーチ・アソシエイツ・インク (Stone & McCarthy Research Associates, Inc.)	181.82 米ドル	100%	分析レポートの提供
新華ファイナンス・ジャパン株式会社 (Xinhua Finance Japan Limited)	10,000,000.00 円	100%	金融情報サービスの提供
新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッド (Xinhua Financial Network Limited)	1,464,766.68 香港ドル	100%	金融情報サービスの提供
新華ファイナンシャル・ネットワーク(北京)リミテッド (Xinhua Financial Network (Beijing) Limited)	2,550,000.00 米ドル	100%	金融情報サービスの提供
新華ファイナンシャル・ネットワーク(上海)リミテッド (Xinhua Financial Network (Shanghai) Limited)	10,750,000.00 米ドル	100%	金融情報サービスの提供
新華モバイル・リミテッド (Xinhua Mobile Limited)	1,000.00 米ドル	100%	モバイル関連サービスの提供
GINSMS インク (GINSMS Inc.)	10,484,429.00 カナダドル	63.58%	モバイル関連サービスの提供

名 称	発行済株式資本	当社による所 有割合または 支配割合(%)	主要な事業内容
グローバル・エッジ・テクノロジー・リミテッド (Global Edge Technology Limited)	6,500,000.00 香港ドル	63.58%	モバイル関連サービスの 提供
レッドストーン・リソーセズ・ リミテッド (Redstone Resources Limited)	2.00 米ドル	63.58%	モバイル関連サービスの 提供
GINインターナショナル・リミテッド (GIN International Limited)	100.00 香港ドル	63.58%	モバイル関連サービスの 提供
インフォソフト・グループ Pte リミテッド (Inphosoft Group Pte Limited)	1,614,500.00 シンガポール・ ドル	63.58%	モバイル関連サービスの 提供
インフォソフト・テクノロジー Sdn Bhd (Inphosoft Technology Sdn Bhd)	2.00 マレーシア・ リンギット	63.58%	モバイル関連サービスの 提供
インフォソフト・マレーシア Sdn Bhd (Inphosoft Malaysia Sdn Bhd)	100,000.00 マレーシア・ リンギット	63.58%	モバイル関連サービスの 提供
PTインフォソフト・インドネシア (PT Inphosoft Indonesia)	962,500,000.00 インドネシア・ ルピア	62.94%	モバイル関連サービスの 提供
インフォソフト・シンガポール Pte・リミテッド (Inphosoft Singapore Pte Limited)	300,000.00 シンガポール・ ドル	63.58%	モバイル関連サービスの 提供
GuangZhou Tai Feng Info & Tech Co. Ltd.	100,000.00 人民元	63.58%	モバイル関連サービスの 提供

② 持分法適用関連会社

名 称	発行済株式資本	当社による所 有割合または 支配割合(%)	主要な事業内容
北京華声・ファイナンシャル・イン フォメーション・アンド・テクノロ ジー・カンパニー・リミテッド (Beijing Huasheng Financial Info & Tech Co., Ltd.)	20, 410, 000. 00 人民元	49%	インターネットをとおし てニュース及びコンサル ティング・サービスの提 供
北京華声・ファイナンシャル・インベ ストメント・カンパニー・リミテッド (Beijing Huasheng Financial Investment Co., Ltd.)	15, 000, 000. 00 人民元	33%	プロジェクト投資及び投 資コンサルタントの提供

③ 企業結合に関する事項および結果

当社には、上記の主要子会社を含む連結子会社24社、持分法適用関連会
社2社があります。

連結総売上高は4, 878千米ドル（588百万円）、連結純損失は4, 165千米
ドル（502百万円）でした。

(9) 株 式 買 取 権

I. ストックオプション付与のための新株予約権の発行（2015年12月31日現在）

従業員、取締役およびコンサルタントに現在発行されている新株予約権

1) 新株予約権者数：

行使価格が1株当たり71, 844円である普通株式426株を対象とする新
株予約権426個については、5名

行使価格が1株当たり1, 703円である普通株式4, 500株を対象とする新
株予約権4, 500個については、3名

2) 新株予約権のために確保される株式の種類および数：

普通株式：潜在株式を含む発行済普通株式総数の20%

3) 新株予約権の発行価格：無償

4) 新株予約権の行使条件 :

- a. 新株予約権の行使にあたり支払われる 1 株当たりの金額

普通株式426株については、 1 株当たり 71,844 円

普通株式4,500株については、 1 株当たり 1,703 円

- b. 権利行使期間 :

普通株式426株については、 権利確定予定に従い2006年12月31日から2016年4月30日

普通株式4,500株については、 権利確定予定に従い2009年12月31日から2019年12月31日

II. マッコーリー・バンク・リミテッドへの新株予約権の発行 (2015年12月31日現在)

1) 新株予約権者数 :

1 名

2) 新株予約権のために確保される株式の種類および数 :

普通株式

3) 新株予約権の発行価格 : 1 新株予約権当たり 4 円

4) 新株予約権の行使条件 :

- a. 新株予約権の行使にあたり支払われる 1 株当たりの金額

本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額（1円未満切上げ）。なお、当社が時価以下で株式を発行する場合や株式分割等を行うことにより行使価額が調整される場合等に発行要項に従い行使価額が修正される場合がある。但し、下限行使価額は当初行使価額である決議日の直前取引日の株価の終値の50%（162円）以上であり、かつ当社の普通株式の額面金額である0.01香港ドル（又はこれに相当する日本円の金額）以上でなければならない。

* 2016年5月25日に開示したとおり、現在の下限行使価額は、152.1円に修正されております。さらに、現在の割当株式数は、新株予約権1個あたりにつき当社普通株式1,064,649株に修正されております。

- b. 権利行使期間

2015年8月18日から2017年8月17日

(10) 監査委員会の機能遂行に必要な事項

当社は、監査委員会を設置し、2015年12月31日現在監査委員会は当社の独立した非業務執行取締役2名によって構成されております。監査委員会の目的は、(i)当社の四半期及び年次の財務情報、(ii)外部及び内部の監査報告書、並びに(iii)経営陣及び取締役会が設定したコーポレート・ガバナンス及び内部統制のシステムに関して精査することで、取締役会を支援することにあります。

現在、監査委員会は、当社の役員及び従業員並びに当社の子会社の役員及び従業員以外の最低2名の取締役によって構成されます。監査委員会の半数は、当社の独立した非業務執行取締役であり、また、監査委員会の委員長は、当社の1名の独立した非業務執行取締役です。

監査委員会は、当社のあらゆる帳簿及び計算書類を完全かつ無制限に閲覧することができ、以下の義務及び責任を負うものとします。

- ① 当社の年次報告書、財務諸表及び四半期報告書のドラフトをレビューし、それに関する助言及びコメントを取締役会に提供すること。
- ② 当社の財務報告及び内部統制手続を検証し、監督すること。
- ③ 取締役及び執行役員による義務の履行を監視すること。

また、清和監査法人が、当社の独立監査人として任命されております。当社の財務諸表は、日本における一般に公正妥当と認められた監査の基準に従って外部監査人により監査されます。独立監査人は、日本GAAPに基づいて作成された財務諸表について報告書を作成し、かかる外部監査人による報告書は、株主総会に提出されます。清和監査法人及びRSM香港は、2015年12月期における当社の財務報告に対する内部統制の有効性について決定するため、日本版SOX法に準拠する当社の内部統制ポリシーにつき検討を行いました。当社の内部統制報告書に対する監査報告書は清和監査法人により発行され、当該内部統制報告書は有価証券報告書と併せて関東財務局に提出されます。

(11) 取締役および役員の報酬に関する報酬委員会の方針

当社は、当社の取締役 1名及び非業務執行独立取締役 1名によって構成される報酬委員会を設置しております。報酬委員会の目的は、当社の従業員および役員に対して支払う報酬を検討、決定して、取締役会を支援することにあります。報酬委員会は、取締役会が当社の役員および従業員の報酬に関して行なうことができる一切の事項を行う権限を授与されています。報酬委員会の全会議についての完全な議事録は、当社で保管することが義務付けられています。

(12) 取締役および監査人に支払われる賞与およびその他の報酬

① 取締役の報酬

取締役の報酬は取締役会により決定されますが、取締役会は、その権限を取締役会が設置した報酬委員会に委任することができます。

報酬委員会は、取締役会の決議により決定される 2名以上の取締役で構成されるものとします。かかる報酬は、取締役会または報酬委員会（場合に応じます。）が合意する割合・方法で（かかる合意がない場合には均等に）取締役会の構成員間で分配されます。但し、報酬支給対象期間の一部においてのみ取締役として在職した者は、分配時において、在職期間に関する報酬分のみ受領する権利を有するものとします。かかる報酬は、日々発生するものとみなされます。なお、2015年度に報酬（使用人としての給料を含みます。）として取締役に支払われた総額は、100 千米ドル（12百万円）となりました。

② 独立監査人の報酬

独立監査人の報酬は、取締役会の決議または取締役会が決定する方法において、取締役会により決定されます。2015年度に報酬として独立監査人に支払われた総額は、376千米ドル（45百万円）となりました。

(13) 投資委員会

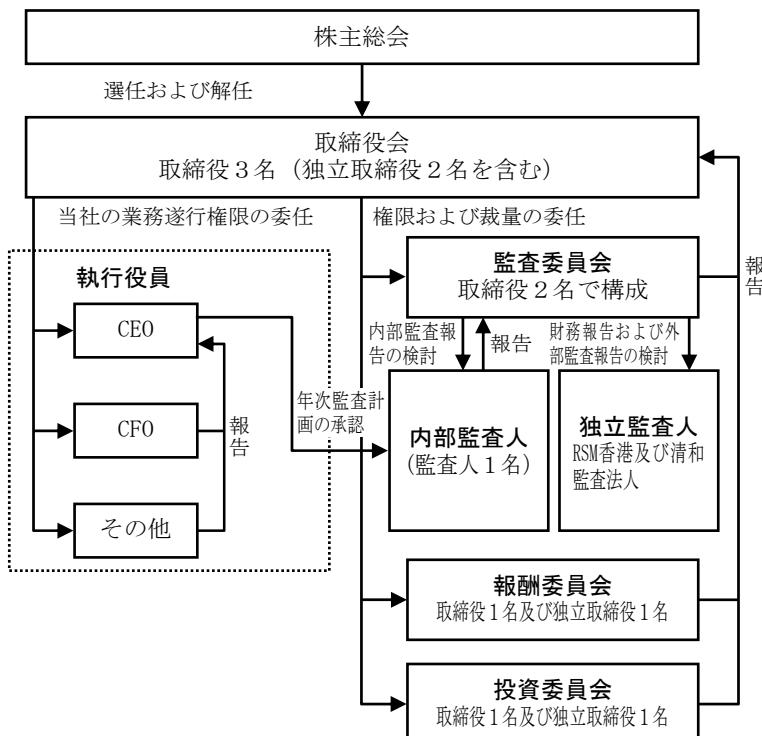
当社は 2名の取締役によって構成される投資委員会を設置しております。投資委員会は 2 百万米ドル（241百万円）未満の価値の投資および買収を承認する権限があります。

3. 企業構造および方針

(1) コーポレート・ガバナンス

当社は、コーポレート・ガバナンスの推進に尽力しています。当社の経営に対する客観的な監視を担保するため、取締役会には独立取締役が選任されております。2015年12月31日現在、取締役会は2名の独立取締役を含む3名の取締役で構成されています。当社の監査委員会、報酬委員会、および投資委員会の構成は独立取締役を含みます。

2015年12月31日現在



(2) 独立取締役

独立取締役の人数

2013年7月、当社は、2名の独立取締役を選任しました。

(内1名は2015年2月5日付にて執行取締役となり、2015年12月22日付にて再び独立取締役となっております。)

(3) 情報の開示

当社は、株主および投資家に対する情報の開示を行うことによって高度な透明性を維持しております。開示対象文書には、有価証券報告書、四半期報告書、およびプレスリリースが含まれており、これらの文書はすべて当社のウェブサイトで閲覧できます。

(4) インサイダー取引防止方針

当社は、当社およびその子会社の従業員に対し当社株式の取引に関して日本の金融商品取引法に基づき課されている義務を認識させるとともに、特に、当社の事業活動に関して当該従業員が取得した内部情報の管理について基本的な手続を設定し、インサイダー取引の防止に係る職務上の義務を定めることで、当該従業員によるインサイダー取引を防止することを目的としたインサイダー取引防止方針を規定しております。

(5) 内部統制に関する基本的な企業方針

当社は、内部統制に関する指針および手続きを通じて内部統制システムを維持するという基本方針を確立しています。かかる指針および手続きは、2015年12月期に関して経営陣自らが実施した財務報告に係る内部統制の評価過程で、さらに発達しました。

当社は、主要な業務手続を文書化し、重要な子会社には検査を実施いたしました。この結果、日本の金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制が有効に働いていることが、合理的に保証されております。

当社の独立監査人である清和監査法人は、2015年12月31日現在の財務報告に係る内部統制に関して経営陣が行った評価の有効性を監査しています。

(6) 会社の支配権の異動に関する方針

当社は、2012年4月18日と2013年11月21日に開催された当社取締役会にて、支配権異動時の退任報酬契約（以下、「本契約」といい、その締結により講じられる措置を「本買収防衛策」といいます。）を当社の取締役及び当社又はその子会社若しくは関連会社における上級管理職（以下、「幹部」と総称します。）との間で締結することに關して決議しました。これは当社株式の不適切な大規模取得を行う者による当社の買収から幹部を守るとともに、当社の企業価値、ひいては株主の共通利益を維持し向上させるためのものです。本契約は、当社に支配権の異動が生じた後に、一定の状況下で幹部の当社又はその子会社若しくは関連会社における雇用又は取締役の地位が終了した場合、当社が当該幹部に支払うことを合意した退任報酬及び支配権異動後に当社が幹部に与えるその他の便益について規定しています。

4. 後発事象

(1) 当社株式の上場時価総額について

当社普通株式は、2016年4月末時点において時価総額が10億円未満となりました。東京証券取引所有価証券上場規程第602条第1項第1号・同第601条第1項第4号a本文により9ヶ月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面を3ヶ月以内に東京証券取引所に提出しない場合にあっては、3ヶ月）以内に、月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならないときは、上場廃止になるものとされております。この状況を踏まえ、当社は、2016年7月27日に東京証券取引所に当該書面を提出しました。当該書面を提出したことにより、2017年1月までのいずれかの月において、月間平均時価総額及び月末時価総額が時価総額基準の金額以上になったときは、当該上場廃止基準に該当しないことになります。

(2) Lie Wan Chie氏に対する第三者割当

2016年5月24日、当社の取締役会は、運転資金を調達するため、Lie Wan Chie氏に対して第三者割当により新株式及び新株予約権を発行することを決議し、同日付で実施しております。

（新株式の概要）

払込期日：	2016年5月24日
発行新株式数：	普通株式500,000株
発行価額：	1株につき5.80香港ドル（1株につき82円（注1））
調達資金の額：	2,898千香港ドル（41,000千円（注1））
割当方法：	第三者割当
議決権：	1株当たり1議決権

(新株予約権の概要)

割当日 : 2016年5月24日

発行新予約権の総数 : 新株予約権2,000,000個

発行価額 : 1 新株予約権につき0.32香港ドル (4.48円 (注1))

潜在株式数 : 普通株式2,000,000株

行使価額 : 初回本新株予約権行使価額:82円

資金調達の額 : 12,223千香港ドル (172,960千円 (注1))
(内訳)
新株予約権発行による調達額:633千香港ドル
(8,960千円 (注1))
新株予約権行使による調達額:11,590千香港ドル
(164,000千円 (注1))

割当方法 : 第三者割当

その他 : 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の普通取引終値が一度でも104円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

(注1) なお、上記第三者割当で使用している為替レートは、2016年4月28日現在の株式会社三井東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場（仲値）、1香港ドル=14.15円としております。

(3) Lie Wan Chie氏に対する第三者割当

2016年7月13日、当社の取締役会は、運転資金を調達するため、Lie Wan Chie氏に対して第三者割当により新株式及び新株予約権を発行することを決議し、同日付で実施しております。

(新株式の概要)

払込期日 :	2016年 7月13日
発行新株式数 :	普通株式570,000株
発行価額 :	1 株につき5.81香港ドル（1株につき77円（注2））
調達資金の額 :	3,310千香港ドル（43,890千円（注2））
割当方法 :	第三者割当
議決権 :	1 株当たり 1 議決権

(新株予約権の概要)

割当日 :	2016年 7月13日
発行新予約権の総数 :	新株予約権3,420,000個
発行価額 :	1 新株予約権につき0.30香港ドル（4.03円（注2））
潜在株式数 :	普通株式3,420,000株
行使価額 :	当初本新株予約権行使価額：77円
資金調達の額 :	20,899千香港ドル（277,123千円（注2）） (内訳) 新株予約権発行による調達額：1,039千香港ドル (13,783千円（注2）) 新株予約権行使による調達額：19,860千香港ドル (263,340千円（注2）)
割当方法 :	第三者割当

その他：
新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の普通取引終値が一度でも98円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

(注2) なお、上記第三者割当で使用している為替レートは、2016年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場（仲値）、1香港ドル=13.26円としております。

(4) 子会社の異動及び事業の廃止

2016年9月14日、当社の取締役会は、当社の完全子会社である新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッドが保有するフォーチュン・チャイナ・パブリック・リレーションズ・リミテッド（以下「香港フォーチュン・チャイナ」といいます。）の50%の持分の全てを香港フォーチュン・チャイナの取締役の一人であるZhou Zong Zhen氏に150千米ドル（15百万円）にて譲渡（以下「本譲渡」といいます。）することを決議しました。

これに伴い、香港フォーチュン・チャイナ及びその完全子会社であるフォーチュン・チャイナ・パブリック・リレーションズ（北京）リミテッドは、当社グループの連結の範囲から除外されることになり、2016年12月期第4四半期より、当社グループの金融配信事業を廃止することとなりました。

（注3）なお、本譲渡で使用している為替レートは、2016年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場（仲値）、1米ドル=103.18円としております。

(5) Esther Mo Pei Pei氏に対する第三者割当

2016年11月11日、当社の取締役会は、運転資金を調達するため、Esther Mo Pei Pei氏に対して第三者割当により新株式及び新株予約権を発行することを定時株主総会にて株主の皆様の承認を得た上で実施することを決議しました。詳細は、本通知の「第1号議案：第三者割当により新株式及び新株予約権を発行することについて承認を求める件。」をご覧下さい。

1. 【財務書類】

(1) 【連結財務諸表等】

① 連結貸借対照表

	前連結会計年度 2014年12月31日 (単位：千米ドル)	前連結会計年度 2014年12月31日 (単位：百万円)	当連結会計年度 2015年12月31日 (単位：千米ドル)	当連結会計年度 2015年12月31日 (単位：百万円)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	3,570	431	1,876	226
売掛金	949	114	2,071	250
未収入金	31	4	131	16
その他	290	35	385	46
流動資産合計	4,840	584	4,463	538
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物	150	18	177	21
減価償却累計額	△147	△18	△168	△20
建物及び構築物(純額)	2	0	9	1
工具、器具及び備品	678	82	719	87
減価償却累計額	△640	△77	△665	△80
工具、器具及び備品(純額)	39	5	54	7
有形固定資産合計	41	5	63	8
無形固定資産				
のれん	—	—	13,440	1,621
ソフトウェア	—	—	165	20
ソフトウェア仮勘定	—	—	264	32
無形固定資産合計	—	—	13,869	1,673
投資その他の資産				
関係会社株式	1,358	164	1,209	146
投資その他の資産合計	※1	1,358	164	146
固定資産合計				
資産合計	1,399	169	15,141	1,826
	6,239	752	19,603	2,364

	前連結会計年度 2014年12月31日 (単位：千米ドル)	前連結会計年度 2014年12月31日 (単位：百万円)	当連結会計年度 2015年12月31日 (単位：千米ドル)	当連結会計年度 2015年12月31日 (単位：百万円)
負債の部				
流動負債				
賃掛金	460	55	1,334	161
短期借入金	218	26	489	59
未払法人税等	94	11	148	18
未払金	719	87	1,292	156
未払費用	1,959	236	2,155	260
前受収益	—	—	43	5
有給休暇引当金	—	—	13	2
その他	65	8	100	12
流動負債合計	3,515	424	5,572	672
固定負債				
長期借入金	—	—	2,187	264
繰延税金負債	—	—	2	0
固定負債合計	—	—	2,190	264
負債合計	3,515	424	7,762	936
純資産の部				
株主資本				
資本金	6,410	773	10	1
資本剰余金	406,312	49,005	425,856	51,362
利益剰余金	△375,764	△45,321	△379,929	△45,823
株主資本合計	36,959	4,458	45,937	5,540
その他の包括利益累計額				
為替換算調整勘定	△34,490	△4,160	△34,420	△4,151
その他の包括利益累計額合計	△34,490	△4,160	△34,420	△4,151
新株予約権	256	31	325	39
少数株主持分	—	—	—	—
純資産合計	2,724	329	11,842	1,428
負債純資産合計	6,239	752	19,603	2,364

② 連結損益計算書

	前連結会計年度 自 2014年1月1日 至 2014年12月31日 (単位：千米ドル)	前連結会計年度 自 2014年1月1日 至 2014年12月31日 (単位：百万円)	当連結会計年度 自 2015年1月1日 至 2015年12月31日 (単位：千米ドル)	当連結会計年度 自 2015年1月1日 至 2015年12月31日 (単位：百万円)
売上高	3,697	446	4,878	588
売上原価	2,129	257	3,058	369
売上総利益	1,568	189	1,820	220
販売費及び一般管理費				
役員報酬	100	12	100	12
給料及び手当	1,528	184	1,566	189
広告宣伝費	38	5	42	5
減価償却費	25	3	26	3
のれん償却額	—	—	345	42
有給休暇引当金繰入	—	—	13	2
貸倒引当金繰入	—	—	11	1
支払手数料	1,513	182	1,403	169
地代家賃	411	50	450	54
その他	1,098	132	1,082	130
販売費及び一般管理費合計	4,713	568	5,039	608
営業損失 (△)	△3,146	△379	△3,218	△388
営業外収益				
受取利息及び配当金	8	1	7	1
為替差益	—	—	812	98
受取手数料	55	7	10	1
その他	2	0	2	0
営業外収益合計	64	8	831	100
営業外費用				
支払利息	46	5	1,652	199
為替差損	476	57	—	—
持分法による投資損失	149	18	97	12
和解金	125	15	—	—
営業外費用合計	796	96	1,749	211
経常損失 (△)	△3,877	△468	△4,136	△499
特別利益				
子会社株式売却益	—	—	11	1
新株予約権戻入益	942	114	34	4
特別利益合計	942	114	45	5
税金等調整前当期純損失 (△)	△2,935	△354	△4,092	△494
法人税、住民税及び事業税	2	0	74	9
法人税等合計	2	0	74	9
少数株主損益調整前当期純損失 (△)	△2,936	△354	△4,165	△502
少数株主損失 (△)	—	—	—	—
当期純損失 (△)	△2,936	△354	△4,165	△502

注記事項

(連結貸借対照表関係)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

前連結会計年度 (2014年12月31日)	当連結会計年度 (2015年12月31日)
※1 債権額は貸倒引当金と相殺して表示しております。	※1 債権額は貸倒引当金と相殺して表示しております。
流动資産に設定された貸倒引当金の金額 115 (14)	流动資産に設定された貸倒引当金の金額 129 (16)
投資その他の資産に設定された貸倒引当金の金額 883 (106)	投資その他の資産に設定された貸倒引当金の金額 883 (106)
※2 当社における機能通貨から報告通貨への換算に伴い発生する換算差額を含んでおります。	※2 同左
※3 _____	※3 当社は、柔軟な資金調達を可能とするため及び近い将来に運転資金が不足することを避けるためにクレジット・ファシリティの設定を外国人投資家と合意しております。2015年12月31日現在において、当社は当該クレジット・ファシリティ額から1,000千米ドル（121百万円）を実行しておりますが、2015年12月22日付の第三者割当による新株の発行により返済しております。当社は2016年6月30日まで残りのクレジット・ファシリティ額を実行することができます。
	クレジット・ファシリティ額 2,000 (241)
	借入実行額 1,000 (121)
	残額 1,000 (121)

- (注) 1. 「円」で表示されている金額は、2015年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=120.61円で計算されております。
2. ※3に記載のクレジット・ファシリティは、2016年6月30日をもって期限を経過したため、現時点では実行できません。

連結財務諸表に係る独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年3月31日

新華ホールディングス・リミテッド

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 公認会計士 大塚貴史印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 藤本亮印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新華ホールディングス・リミテッドの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新華ホールディングス・リミテッド及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 繼続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は営業損失を継続的に計上し、営業活動によるキャッシュ・フローについても大幅なマイナスとなっている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 会計方針の変更に記載のとおり、会社は当連結会計年度より「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を早期適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、新華ホールディングス・リミテッドの平成27年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全體としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、新華ホールディングス・リミテッドが平成27年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会社は、内部統制報告書に記載のとおり、平成26年9月8日付の株式取得により連結子会社となったGINSMS Inc. 及び同社の連結子会社の財務報告に係る内部統制について、内部統制の評価に必要となる相当の期間が確保できなかったため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について十分な評価手続きが実施できなかった場合に該当すると判断して、期末日現在の内部統制評価から除外している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書

取締役会の監査委員会（以下「当委員会」といいます。）は、以下の2名の取締役で構成されております。当委員会は、取締役会により承認された規程を採用しております。当委員会は、当社の監査済財務諸表について、財務諸表に関し主な責任を有する経営陣とともに検討し議論してまいりました。当社の2015年の独立監査人であるRSM香港及び清和監査法人は、当社の監査済財務諸表の海外および日本で一般に公正妥当と認められる会計基準への準拠性につき意見を表明する責任を有しております。

上記の約因に基づき、当委員会は、取締役会に対し、当社の2015年有価証券報告書に監査済財務諸表を含めること、並びにRSM香港及び清和監査法人が2016年において当社の独立監査法人に任命されることを提案します。前述の報告書は、監査委員会を構成する以下の取締役により提供されます。

チャン・ツ・イン（議長）

原野 直也

2016年11月25日

議決権の行使に関する参考資料

全ての株主に保有される総議決権数 : 9, 249, 158. 79 (2016年10月31日現在)

議題及び参考資料 :

第1号議案：第三者割当により新株式及び新株予約権を発行することについて承認を求める件。

2016年11月11日、当社の取締役会（以下、「取締役会」といいます。）は、Esther Mo Pei Pei氏（以下「モー氏」又は「割当予定先」といいます。）に対して、第三者割当により新株式（以下「新株式」といいます。）を500,000株及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を8,000,000個を以下の概要のとおり発行することを決議しました。

本新株式の概要：

(1) 割 当 日	2016年12月22日
(2) 発 行 新 株 式 数	500,000株
(3) 発 行 價 額	1株につき3.33香港ドル（45円） (取締役会決議の直前の当社普通株式の終値である49円の91%の値を小数点以下で切り上げて、香港ドル換算したもの)。
(4) 資 金 調 達 の 額	1,664千香港ドル（22,500千円）
(5) 募集又は割当方法	第三者割当により、モー氏に500,000株を割当てる。
(6) 議 決 権	1株当たり1議決権

本新株予約権の概要 :

(1) 割当日及び払込期日	2016年12月22日
(2) 発行新株予約権の総数	8,000,000個
(3) 発 行 価 額	1 新株予約権につき0.04香港ドル（0.56円）本新株予約権1個あたりの公正価値である0.612円の91%の値を小数点第3位を切り上げて、香港ドル換算したもの。
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式8,000,000株
(5) 行 使 期 間	2016年12月22日から2016年12月21日まで
(6) 行 使 価 額	本新株予約権行使価額：45円（本新株式の発行価額と同額。）
(7) 資 金 調 達 の 額	（合計） 26,959千香港ドル（364,480千円） （内訳） 新株予約権発行による調達額： 331千香港ドル（4,480千円） 新株予約権が全て行使された場合の調達額： 26,627千香港ドル（360,000千円）
(8) 募集又は割当方法 (割 当 予 定 先)	第三者割当により、モー氏に本新株予約権8,000,000個を割当てる。
(9) そ の 他	<p>（行使の条件） 本新株予約権の行使期間（割当日から10年間）のうち、2017年1月31日まで保有者は、行使条件なく本新株予約権を行使することができます。2017年2月1日以降については、2017年2月1日から行使期間が終了するまでの間に当社の普通株式の普通取引の株価（注1）が一度でも74円以上（取締役会決議の直前日の当社普通株式の終値である49円の150%の値を小数点以下で切り上げたもの）となった場合にのみ、残りの本新株予約権行使することができるものとします。</p> <p>（その他の条件） 当社が2017年1月31日までに時価総額10億円を回復できず、上場廃止が見込まれることとなった場合、2017年2月1日以降、残りの本新株予約権を行使できないものとし、本新株予約権の発行及び行使に関する発行会社への払込金額は返還されないものとする。</p>

（注1）終値ではなく高値

当社株式の2016年4月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円未満となつたことから、当社普通株式は、東京証券取引所有価証券上場規程第602条第1項第1号及び同規程第601条第1項第4号a本文により、2017年1月末日までに、月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならないときは、上場廃止となります。現時点では、当該10億円の時価総額を回復できておりません。取締役会は、本新株式及び新株予約権の発行により当面の運転資金を調達し、また、本新株予約権を発行しておくことにより、今後の運転資金を調達できる機会を確保でき、2017年1月31日までに時価総額10億円を回復できる可能性が増すことを期待しております。

そこで、本新株予約権を2017年2月1日以降に行使するには、当社の普通株式の普通取引の株価（終値ではなく高値）が同日以降に一度でも74円以上となることを必要とするという行使条件を付す一方、2017年1月31日以前に行使する場合にはこのような株価による制限を付さないことにしました。また、当社が2017年1月31日に時価総額10億円を回復できず、上場廃止となつた場合、2017年2月1日以降、本新株予約権を行使できないものとしております。したがつて、2017年1月31日以前に本新株予約権を行使する場合には上記の行使条件は適用されないこと、また、当社が上場廃止となつた場合、本新株予約権を行使することができないため、当社は、時価総額10億円を達成すべき2017年1月末日までに新株予約権が行使される可能性が高いものと期待しております。

ただ、第2号議案にあるA種優先株式の償還が行われた場合、本新株式及び本新株予約権の発行が有利発行に該当すると見なされる可能性があること、また本新株式を発行し、本新株予約権が全て行使された場合には、大規模な希薄化が生じることに鑑み、取締役会は、株主の皆様の特別決議による承認を得た上で発行することといたしました。

取締役会は、第三者割当により本新株式及び本新株予約権上記の概要にて発行することについて特別決議により承認をお願いしたいと存じます。

(注) 本議案で使用している為替レートは、2016年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場（仲値）、1香港ドル＝13.52円としております。

第2号議案：当社の225,000株のA種優先株式の保有者に償還する権利を与えることについて承認を求める件。

2014年8月6日、当社は第三者割当により、当社のCEOであるレン・イー・ハン氏（以下、「レン氏」といいます。）に対して、第三者割当により225,000株のA種優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）を1株につき23.24香港ドルにて発行しました。その後、第1号議案にある第三者割当を実施するにあたり、全ての優先株式は、2016年11月11日に現在の保有者であるモー氏に譲渡することを決議しました。本優先株式の保有者は、本優先株式の発行要項に従い、当社の株主総会において株主の皆様の普通決議による承認を得た場合に本優先株式の償還請求権を行使することができます。今般、モー氏が第1号議案にある第三者割当を引き受け、高いリスクを取ることの代償として、本優先株式の償還権を取得することを要望しておりました。そこで、当社は、優先株式の保有者が、償還する優先株式数、償還日及び償還額を記載した書面にて当社に通知することにより、優先株式の全部又は一部を2017年2月1日以降いつでも、1株当たり23.24香港ドルの発行価額にて償還するよう請求する権利を与えることを決議し、本株主総会にて株主の皆様の普通決議によるご承諾を得ることいたします。なお、ケイマン法においては、償還の直後に当社が全ての負債を支払うことができる資金を有しない場合には、保有者は償還を請求することができないとされております。

優先株式の償還条項

- 当社とA種優先株式を有する株主の各々には、制限期間の後に当社の株主総会における普通決議による承認を得ていることを条件として、償還する優先株式数、償還日及び次項の定めに従い計算される償還額を記載した書面にて相手方に通知することにより、A種優先株式の一部又は全てを償還するよう請求する権利を有する。当社はA種優先株式を有する株主に、上記通知に記載のある償還日に償還額を全額支払うものとする。

- A種優先株式を有する株主による償還：A種優先株式を有する株主の選択により、発行から6ヶ月後に株主総会にて普通決議を得た後、償還することができる。償還価額は以下の数式により計算され、その上限はA種優先株式の発行価額とする。

発行より1年以内の償還：

$$\text{償還価格}_1 = P_0 - (P_0 * 10\% * \frac{365 - n}{184})$$

P_0 ：発行価格

n：発行日からの経過日数

発行から1年以降の償還：

$$\text{償還価格} = P_0$$

- 当社による償還：当社は、A種優先株式を自らの選択により、発行から6ヶ月後に株主総会にて普通決議を得た後、償還することができる。A種優先株式の発行から6ヶ月以内に当社の上場されている普通株式の終値が20日間連続で22.5香港ドルを下回った場合、A種優先株式の償還価額は発行価額の90%とするが、その他の場合、A種優先株式の償還価額は発行価額と同額とする。発行から6ヶ月以内に東京証券取引所にて上場されている当社の普通株式の終値（日本円）が22.5香港ドルを下回っているかは、同日の株式会社三菱東京UFJ銀行の東京外国為替市場における外国為替相場（仲値）により都度換算することによりし判断する。

取締役会は、当社の優先株式の保有者に償還することについての普通決議による承認をお願いしたいと存じます。

第3号議案：レン・イー・ハン氏の取締役としての再選任の件。

現在、当社附属定款第67条(2)項は、議長又は経営担当取締役である取締役は、いかなる場合であっても、前回の任命又は選任から5年後の年次株主総会において再任の手続に従うものとすることを規定しています。

レン氏は、3年以上取締役及び取締役会会長を務めており、今般、本人の意向により、取締役を辞任し、年次株主総会において同職に再任されることについて承認をお願いしたいと考えております。

レン・イー・ハン (Lian Yih Hann) 氏の経歴及び所有株式数等は以下のとおりです。

役職名	生年月日	略歴	所有株式数(株) (2016年10月31日現在)
取締役会長、最高経営責任者、最高財務責任者並びに報酬委員会及び投資委員会の会長	1970年3月20日	レン・イー・ハン氏は、2013年5月に当社の取締役会会長、CEO及びCFOに任命されました。また当社の報酬委員会及び投資委員会の会長も務める。2000年から2001年までInphomatch Asia(台湾)の共同創業者兼CEO、また、2004年から2007年までBBMF Corporation(2006年まで米国NASDAQOTCブリティンボードに上場)の共同創業者兼CEO。2012年にInphosoft Pte. Ltd (Inphosoftグループの持株会社)の取締役及びトロント証券取引所のベンチャーボードに上場しているGINSMS Inc. (携帯会社に対するショートメッセージサービスの提供等を展開している。)の取締役に就任。当社への経営参画を視野に入れ2013年4月に両社の取締役を辞任。	優先株式(注1) 225,000株 普通株式 2,666,488株(注2)

(注1) 2016年11月11日、全ての優先株式をモー氏に譲渡することを決議しました。

(注2) レン・イー・ハン氏が持分を100%保有するOne Heart International Limitedを通して保有。2016年11月11日、662,000株の普通株式をモー氏に譲渡することを決議しました。

第4号議案：計算書に関する附属定款の定めの変更について承認を求める件。

現在、当社附属定款第41条(1)項は、「計算書及び貸借対照表、取締役及び会計監査人の報告書並びにその他貸借対照表に添付することを要する書類の検討及び可決は、年次株主総会で行われる議事として特別ではない」旨を規定しております。もっとも、当該検討及び可決が、年次株主総会において承認を得る必要がある旨は明記されておりません。

また、附属定款第126条にて、貸借対照表及び損益計算書が付随され、法律により添付が要求される一切の文書を含み、該当する会計年度末に作成され、かつ、適当な見出しによる当会社の資産及び負債の概況を含む取締役会による報告書の印刷による写しと、会計監査人による報告書の写しが添付される収入及び支出の報告書、並びに監査委員会の報告書の写しは、株主総会開催日の21日前までに授権された各者に対し送付されることを規定しております。

取締役会は、計算書及び貸借対照表、取締役及び会計監査人の報告書並びにその他貸借対照表に添付することを要する書類の検討及び可決は、ケイマン諸島の法律の下では要求されていないこと、また附属定款第126条に従いこれらの書類の写しが株主に提供されることを考慮し、誤解を招くことを防ぐため、第41条(1)項を以下のとおり修正し、これらの書類の可決が株主総会において必要がない点を明確にすることについて特別決議により承認をお願いしたいと存じます（下線部分が変更点）。

現 行 附 属 定 款	変 更 案
第41条(1)項 臨時株主総会で行われる全ての議事は、特別（但し、法令又は本定款において明示に要求されるものでない限り、特別決議による賛成を要しない。）であるものとみなされ、また、以下の事項を除く年次株主総会で行われる全ての議事も特別であるものとみなされる。	第41条(1)項 臨時株主総会で行われる全ての議事は、特別（但し、法令又は本定款において明示に要求されるものでない限り、特別決議による賛成を要しない。）であるものとみなされ、また、以下の事項を除く年次株主総会で行われる全ての議事も特別であるものとみなされる。

現 行 附 屬 定 款	変 更 案
<p>(a) 配当の宣言及び承認；</p> <p><u>(b) 計算書及び貸借対照表、取締役及び会計監査人の報告書並びにその他貸借対照表に添付することを要する書類の検討及び可決；</u></p> <p><u>(c) 取締役の選任（輪番制によるか又はその他退職による交代であるかにかかわらない）；及び</u></p> <p><u>(d) 当会社の証券を買戻すことにつき取締役に対する委任又はその権限の付与。</u></p>	<p>(a) 配当の宣言及び承認；</p> <p><u>(b) 取締役の選任（輪番制によるか又はその他退職による交代であるかにかかわらない）；及び</u></p> <p><u>(c) 当会社の証券を買戻すことにつき取締役に対する委任又はその権限の付与。</u></p>

1. 本書に記載された財務情報は、当社が日本において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づいて有価証券報告書のために作成した連結財務諸表から抜粋したものであります。また、前掲の連結貸借対照表および連結損益計算書は、本定時株主総会のために株主の皆様にご参照いただくべき重要な情報として当社が有価証券報告書に含まれる連結財務諸表から抜粋したものであります。連結財務諸表の詳細につきましては、当社のウェブサイト (<http://www.xinhuaholdings.com/jp/home/index.htm>) および有価証券報告書をご参照ください。
2. 前掲の連結財務諸表に係わる独立監査人の監査報告書の謄本は、有価証券報告書に掲載された連結財務諸表のために作成されたものであります。本書に掲載された財務情報のために作成されたものではありません。
3. 本書に修正が生じた場合には、修正内容を当社のウェブサイト (<http://www.xinhuaholdings.com/jp/home/index.htm>) に掲載いたします。
4. 定時株主総会の決議の結果につきましては、当社のウェブサイト (<http://www.xinhuaholdings.com/jp/home/index.htm>) に掲載する方法にてご報告いたします。